

○岡山県警察少年サポートセンター運営要綱の制定について(通達)
(令和2年4月27日岡少第156号、岡子女第113号、岡県庁第146号警察本部長例規)

改正 令和4年3月16日岡務第291号

各部長
首席監察官
総務統括官 殿
各所属長

この度、岡山県警察少年サポートセンター運営要綱を別添のとおり制定し、令和2年5月1日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、岡山県警察少年サポートセンター運営要綱の制定について(通達)(平成29年3月16日岡少第94号例規)は、廃止する。

別添

岡山県警察少年サポートセンター運営要綱

第1 目的

この要綱は、岡山県警察組織規則(昭和29年岡山県公安委員会規則第1号)第1条の2の規定により生活安全部少年課に附置される少年サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 サポートセンターの構成等

- サポートセンターは、少年育成官を集中的に配置することとし、主たる活動区域によって岡山少年サポートセンター、倉敷少年サポートセンター及び津山少年サポートセンター(以下「各サポートセンター」という。)に分ける。
- 各サポートセンターの所在地、主たる活動区域及び構成員は、次の表のとおりとする。

| 名称 | 所在地 | 主たる活動区域 | 構成員 |
|--------------|-----|--------------|------------------------------|
| 岡山少年サポートセンター | 岡山市 | 岡山市を中心とする県東部 | 生活安全部少年課少年サポートセンター岡山班に所属する職員 |
| 倉敷少年サポートセンター | 倉敷市 | 倉敷市を中心とする県西部 | 生活安全部少年課少年サポートセンター倉敷班に所属する職員 |
| 津山少年サポートセンター | 津山市 | 津山市を中心とする県北部 | 生活安全部少年課少年サポートセンター津山班に所属する職員 |

第3 サポートセンターの業務

各サポートセンターは、主たる活動区域内の警察署(以下「関係警察署」という。)及び関係機関と連携し、次に掲げる業務を行うものとする。

- 岡山県警察少年育成官運用要領の制定について(通達)(令和2年2月3日岡少第35号、岡子女第23号、岡務第79号、岡県庁第26号例規)に規定する少年育成官が行う少年警察活動

2 少年警察ボランティアの運営

3 その他生活安全部少年課長(以下「少年課長」という。)が必要と認める業務

第4 センター長の配置及び任務

生活安全部少年課少年サポートセンター長は、岡山少年サポートセンターに置き、各サポートセンターの業務を統括するものとする。

第5 職員の派遣

少年課長は、第3に掲げる業務を行う上で必要と認められる場合は、業務の性質及び内容に応じ、適任と認められるサポートセンターの職員を関係警察署に派遣するものとする。